

(様式1別紙1)

## 五泉市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 五泉市子育て世帯移住・就業等支援金に関する報告及び立入調査について、新潟県及び五泉市から調査を求められた場合には、それに応じます。
  
- 2 以下の場合には、五泉市子育て世帯移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、速やかに五泉市に報告し、五泉市子育て世帯移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 五泉市子育て世帯移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 五泉市子育て世帯移住支援金の申請日から3年未満に五泉市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 五泉市子育て世帯移住支援金の申請日から3年以上5年以内に五泉市以外の市区町村に転出した場合：半額  
(就業の場合のみ)
  - (5) 五泉市子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額  
(テレワーク、関係人口の場合)
  - (6) 五泉市子育て世帯移住支援金の申請日から1年以内に子育て世帯移住支援金の要件を満たさなくなった場合：全額
  
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される五泉市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

---

## 五泉市子育て世帯移住支援金に係る個人情報の取扱い

新潟県及び五泉市は、五泉市子育て世帯移住支援金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び五泉市は、当該個人情報について、五泉市子育て世帯移住支援金の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。